川崎市公告第1377号

（仮称）川崎日進町計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第２２条第１項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条第２項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成１２年川崎市規則第１０６号）第１９条に定める事項について次のとおり公告します。

令和８年１０月３０日

川崎市長　福　田　紀　彦

条例見解書について

１　指定開発行為者

名　称：住友不動産株式会社

代表者：分譲開発事業本部　企画管理部長　茂木 哲也

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

２　指定開発行為の名称

（仮称）川崎日進町計画

３　条例見解書の要旨

第１章　指定開発行為の概要

第２章　環境影響評価の経過

第３章　市民意見の概要と指定開発行為者の見解

第４章　関係地域の範囲

資料編

４　条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

（１）期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１３日（金）まで

（２）場所及び時間

ア　川崎市

川崎区役所２階、幸区役所１階、

環境局環境評価課（市役所本庁舎２０階窓口⑥）

午前８時３０分から午後５時まで

（環境局環境評価課は午後５時１５分まで）

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ　横浜市

鶴見区役所、みどり環境局環境影響評価課

午前８時４５分から午後５時まで

（みどり環境局環境影響評価課は午後５時１５分まで）

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日（１０月３０日）は、午前１０時から縦覧を行います。